

一般社団法人 日本精神科救急学会代議員選出規定

(代議員)

- 第1条 代議員は、選出される年の1月1日現在で、日本精神科救急学会（以下「この法人」という。）の正会員となって連続して3年以上を経た者（以下「代議員有資格者」という。）で、会費を2年以上滞納しておらず、それまでの4年間に1回以上学術総会に出席したことのある者の中から選出される。
- 2 代議員有資格者は、代議員にふさわしい識見を有する者とする。
 - 3 代議員の数は、全正会員の約12%とする。
 - 4 代議員の任期は、選任された年の理事会において選出されたときから、改選年の理事会において選出されたときまでとする。

(代議員の立候補及び推薦)

- 第2条 この法人の代議員に立候補及び推薦する者は、所定の書式に従って、定められた期日内に、立候補届出書及び推薦届出書を代議員選出委員会委員長（以下「委員長」という。）あてに提出するものとする。

(代議員選出委員会)

- 第3条 委員長は、正会員及び名誉会員の中から理事会が選任する。
- 2 代議員選出委員会の委員は約10名とし、委員長が正会員の中から推薦し、理事会が承認し、決定する。
 - 3 委員長並びに委員の任期は、選任された日から、次期代議員が代議員総会で報告された日までとする。

(代議員の選出)

- 第4条 代議員は、立候補届出書及び推薦届出書に基づき、各地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）から選出される。選出数は、それぞれ各地区の正会員のおおよそ12%とする。
- 2 各地区の代議員候補者を選出したのち、次の各職域の正会員数に比して、代議員の数に極端な偏りがないように調整することとする。
なお、職域は、「医師」、「医療職」（看護職、心理士、精神保健福祉士、作業療法士など）、「その他専門職」（大学、大学院、研究機関など）、ならびに「一般職」（事務職等の非医療職、コンシューマーなど）とする。

(代議員の決定)

- 第5条 委員長は、委員会の管理のもと選出された代議員候補者を理事会に報告する。
- 2 代議員候補者は、選挙実施年の臨時理事会において審議される。
 - 3 理事会は、報告された代議員候補者につき審議し、この法人の運営について重要な役割を期待する者を若干名追加することができる。
 - 4 理事長は、前号の審議により承認した代議員を代議員総会及び会員報告会に報告する。

(改正)

- 第6条 本規定は、理事会ならびに代議員総会の決議により改正することができる。

(付則)

- 本規定は、平成30年4月2日より施行とする。